

3.3.2 ハード対策

(1)これまでの取組

群馬県の土砂災害警戒区域は、令和元年度末時点で約9,000箇所が指定されており、このうち砂防堰堤や急傾斜地における待受擁壁などのハード対策が完了した箇所は、令和元年度末時点で約1,200箇所となっています。

また、近年の土砂災害における犠牲者の5割以上は自力避難が困難な要配慮者であることや地域防災計画に位置付けられた避難所が土砂災害警戒区域内に存在している箇所が確認されています。

加えて、土砂災害特別警戒区域内に人家が存在する箇所も確認されています。これらの状況を踏まえ、保全対象の優先度と地形や地質などの危険度により対策箇所を評価し、「土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や避難所がある箇所」と「土砂災害特別警戒区域内に人家が5戸以上ある箇所」のハード対策を優先的に実施してきました。

施設効果事例1

吾妻川支川大沢川（東吾妻町）の大沢川2号堰堤は、平成30年3月より工事着手しました。当初の予定では令和2年2月の完成を予定していましたが、平成30年7月豪雨などを受けて「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の予算を投入したことにより、工事を大幅に進捗させ令和元年9月に完成しました。



図17 砂防堰堤による土石流補足事例（大沢川2号堰堤）

施設効果事例2

中島地区急傾斜地崩壊危険区域（安中市）は、平均がけ高さ12m、平均勾配46°の斜面で、土砂災害警戒区域に指定されています。昭和55年に急傾斜地崩壊危険区域に指定された後、昭和60年まで対策工事が行われ待受擁壁が整備されていました。

令和元年東日本台風により区域内の斜面が幅約15m、高さ約7mにわたり崩壊し、崩壊土砂量は約50m³でした。この土砂は、待受擁壁により全量が捕捉され、斜面の直下にあった人家8戸を保全しました。



図 18 待受擁壁によるがけ崩れ捕捉事例（中島地区）

(2)新たな課題

近年の土砂災害において人的被害が発生した箇所多くは、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所などであり、何らかの形で土砂災害の危険が周知されていたにもかかわらず“逃げ遅れ”による人的被害が新たな課題となっています。

また、土砂や流木により道路・鉄道の寸断や、水道供給・電気供給に関連する施設が被災することにより、救援・救助の遅れや地域の孤立などが発生しています。

このように、重要交通網やライフラインへの被害は、被災地域の住民の生活再建にも多大な影響を与えます。

ハード対策の課題

- ◆要配慮者利用施設への対策
- ◆異常気象時に住民が安全に避難するための避難所への対策
- ◆土砂災害特別警戒区域内に存在する人家への対策
- ◆土砂災害警戒区域内に人家が多く存在している箇所の対策
- ◆重要交通網・ライフラインの寸断による救助・救援の遅れや孤立地域の発生の防止